

「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画（変更案）」及び「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（素案）」についての意見募集結果について

令和7年 3月28日
秋田県生活環境部
自然保護課

「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画（変更案）」及び「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ、第3次ニホンジカ、第3次イノシシ）」の計画素案に関する御意見を募集した結果は次のとおりでした。御意見をお寄せ頂き、ありがとうございました。

お寄せ頂いた御意見は、一部計画に反映したほか、今後の施策等を立案する際の参考とさせていただきます。

1 意見募集の期間

令和6年12月23日から令和7年1月24日まで

2 意見等の状況

- ・意見書等の数 37通（氏名や住所がない5通は含まない）
- ・具体的な意見の数 105件

3 意見の概要と県の考え方・対応

別紙のとおり

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
1	全体	計画名を「第13次秋田県人と鳥獣共生のための保護管理事業計画」とすべき	計画名称は法令で定められており、御提案の名称に変更することはできません。
2	全体	<p>出没は個体数の増加ではなく、温暖化やメガソーラー等の森林開発や広葉樹林伐採等によるものである。駆除は応急的な対応にすぎないので、根本的な対応をすべき。</p> <p>野生の哺乳類は森林生態系の維持に重要な役割を担っているので、森林と野生動物の保護を優先すべき。</p> <p>森林伐採の規制、緩衝帯（里山）や住宅地の環境整備、奥山でのブナなどの植林を行うべき。</p>	<p>本県における野生動物の出没拡大は、分布域拡大が最大の要因であり、メガソーラーやダム開発が大きく影響しているものとは考えていません。</p> <p>野生動物が生態系の構成要素として重要であるとは考えていますが、同時に、人とのあつれきが大きいことも事実であるため、保護だけを優先することはできません。また、高密度化した野生の哺乳類（ニホンジカなど）による森林の過剰利用によって、植生の衰退や土壌流出を招いているといった問題が全国的に生じていることから、野生動物を保護するだけでなく管理も合わせて進めていく必要があります。</p> <p>なお、奥山も含めた生息環境の保全などについては現在も取り組んでおり、今後も取組を進めてまいります。</p>
3	p. 8 L. 15-	<p>第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>3 希少鳥獣</p> <p>風力発電施設のアセスメントにおいて希少鳥獣の生息域のアセスメントが杜撰である。希少鳥獣が風力発電施設で目撃された場合の通報窓口の設置と、保全措置としての一定期間の風車稼働停止ができる条例の仕組みが必要である。また、AIの画像認識や最新のレーダーを備えたバードストライク検知システムの構築・研究・指導など、秋田県が主体的に指導すべき。</p>	御意見については、本計画で記載すべき事項ではなく、本計画へ反映させるべき内容とは考えませんが、御意見として参考とさせていただきます。
4	p. 10 L. 32-33	<p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>2-1 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>くくりわなの使用は認めていない地域もあることから禁止すべき。あるいは、錯誤捕獲防止用のわなであるべき。</p>	<p>本県では沿岸部の一部を除き、ほぼ全域でクマの目撃があり、県内での分布域が広がっている状況となっています。一方で、ニホンジカやイノシシの分布も広がっており、農林業被害や生態系への被害防除のため、ニホンジカ、イノシシへの捕獲圧をかけていくにはくくりわなの使用はやむを得ないものと考えています。</p> <p>くくりわなの使用にあたっては、ツキノワグマの錯誤捕獲を防ぐよう場の見切りや、ツキノワグマの痕跡が確認された場合はくくりわなによる捕獲を中止するなどについて、指導を行っていきます。</p>
5	p. 11 L. 22-	<p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>2-1 (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方</p> <p>鉛弾は土壌や水の汚染だけではなく、鉛弾で死んだ動物を食べることで他の希少な鳥獣が鉛中毒になる原因になっているので、全て禁止すべき</p>	本県において御指摘のような事案は発生していません。鉛製銃弾については、2025年度から環境省が段階的に規制を進めていくこととしているため、その状況を注視しながら対応していきます。
6	p. 27 L. 11-	<p>第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>3 (2) 被害防除対策に係る技術の研究開発・普及</p> <p>農作物被害に対して、県が光・音等を使った機器を活用して被害減少に努めるべき。また、そうした機器の評価を行いながら、有効な機器について積極的に助成する内容を盛り込んでもらいたい。</p>	光・音等を使った機器については、検証された効果は確認できていないこと、検証等については開発者において行うべきものと考えており、素案の記述のままとします。

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
1	p.1 L.9	第1 管理計画の策定に当たって 1 (2) 計画策定の背景 クマの生息環境は悪化している。スギの高齢林化やシカやイノシシの増加による食糧資源の競争が起きている可能性があるほか、森林のバイオマス利用で伐採が進み、クマの生息環境が減っている。本格的な広葉樹林の拡大に取り組むべき。	広葉樹林面積を含めた森林面積に大きな変動はなく、また、昭和50年代から継続している目視調査についてもクマの生息が確認されていることから、クマの生息環境は一定程度あるものと考えております。
2	p.1 L.9	第1 管理計画の策定に当たって 1 (2) 計画策定の背景 2023年に起こった近年でも突出した大量出沒と大量捕殺の原因についての分析をすべき。地球温暖化を背景とする異常な熱波により、昆虫が発生せず、液果も堅果も凶作または大凶作で、過去に例のないようなエサの少ない状態が発生したことが大量出沒の原因で、人身事故の多発から秋田県が県を挙げて捕殺を推奨したことが、大量捕殺に至った原因と考えている。 クマ本来の生息地での奥山の生産力が低下し、近年、クマが里へ移動してきている可能性があるため、本来の生息地である奥山の状況を確認して計画を立てることが必要。	2023年の大量出沒については、中山間地等における人の活動低下に伴ってクマの分布が拡大していることに加え、クマの食べ物が極端にない年だったことから、行動範囲が広がったことが原因であると考えています。なお、本県のクマが利用する堅果類は虫媒ではありません。 また、広葉樹林面積を含めた森林面積に大きな変動はなく、また、昭和50年代から継続している目視調査についてもクマの生息が確認されていることから、クマの生息環境は一定程度あるものと考えております。
3	p.1 L.14-	第1 管理計画の策定に当たって 1 (2) 計画策定の背景 県土の70%超を占める森林地域すべてが、野生鳥獣が生息できる場所ではなく、針葉樹の人工林やナラ枯れなどで殆ど生息が難しい場所も多く、その点に触れられていないのはおかしい。	野生鳥獣は天然の針葉樹林や広葉樹林以外では生息できないわけではありません。ツキノワグマにおいても、特に夏季はスギ林でアリなどを捕食していることが知られています。
4	p.1 L.15 ほか	第1 管理計画の策定に当たって 1 (2) 計画策定の背景 昭和50年代からの生息調査結果は公表してもらいたい。	全ての分析が完了していないため、公表はしていません。
5	p.1 L.34-	第1 管理計画の策定に当たって 1 (2) 計画策定の背景 個体数が増えていようと減っていようと、森林環境を改善してクマを養うことのできる環境を回復する必要があるため、次のとおり修文すべき。 「このようなあつれきの増大は、 <u>中山間集落の疲弊とクマ類の生息地の荒廃による環境収容力の低下により、クマ類の行動圏が拡大していることが背景とされ、</u> 」	針広混交林化などの森林環境保全については現在も取り組んでおり、計画にも記載しています。 本県においては、中山間地域等における人の活動低下等により、クマをはじめとした野生鳥獣が利用可能な環境は拡大しています。
6	p.2 L.21-22	第1 管理計画の策定に当たって 3 計画期間 野生鳥獣の生息状況や生息環境は絶えず変化し続けている点を鑑み、中間評価は必要である。	1年ごとに計画の進捗や影響等を評価する計画としていますが、必要に応じ見直すことがよりわかりやすいよう、次の箇所へ記述を追記します。 (追記箇所及び内容) 2 個体群管理及び分布管理 (1) 捕獲の考え方 イ 伝統狩猟及び春季の管理捕獲 ただし、今後のモニタリングによって、地域個体群の年齢構成や繁殖状況などの状態により、地域個体群の存続に支障があると判断された場合は、本計画期間中であっても、再度穴グマ猟及び子連れグマの捕獲を禁止することとする。

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
7	p.2 L.26-28	第1 管理計画の策定に当たって 4 対象地域 大規模な開発を進めている隣接県の状況も踏まえ、隣接県と連携した広域的な管理も「検討」するのではなく、管理を「図る」と明記すべき。	御意見を踏まえて、次のように修文します。 「なお、将来的には、環境省の示す白神山地、北奥羽、鳥海山地の各地域個体群について、隣接県（青森県、岩手県、山形県、宮城県）と連携した広域的な管理の実現に向けて、各県と調整を図っていくものとする。」
8	p.2 L.30-	第1 管理計画の策定に当たって 5（1）生息動向 全県において生息しているエリアが増えているように書かれているが、あきらかに奥山などでは出没が減っており、生息数が増加しているというよりも、生息地が変わってきているだけで、逆に奥山にはほとんど生息していないと思われる。	奥山では出没ではなく生息になりますが、目視調査の結果などから奥山にツキノワグマがほとんど生息していないという状況にはなっていません。 なお、これまでツキノワグマが生息していなかった地域での目撃及び捕獲がされていることや、市街地周辺での出没が増加していることから、生息エリアは拡大していると考えております。
9	p.3 L.17	第1 管理計画の策定に当たって 5（1）生息動向 ・生息数の推定方法、データについて詳細に記載すべき。 ・クマの目撃数を生息数とする調査はやめるべき ・カメラトラップ調査など人為的な調査では、正確な生息数が出ない	・カメラトラップ調査は県が調査会社に委託して実施しています。なお、本計画書は管理の方向性を記載するものであり、報告書のように個別の調査内容等を詳細に記述するものではありません。 ・クマの目撃数を生息数とはしていません。 ・カメラトラップ調査については、研究者が工夫を重ねて確立された手法であるため、信頼のおける調査手法であると考えています。
10	p.3 L.21	第1 管理計画の策定に当たって 5（1）生息動向 昨年度、推定生息数の半分以上のクマを殺したことから、クマ社会は大変な事態になっている。森林は面積ではなく中身が問題。生息数の半数を殺処分したのに、生息数に何の問題もない現状認識はおかしい。	2023 年の捕獲数を踏まえて、現在、カメラトラップによる調査を実施しており、改めて生息数の推定を行うこととしています。
11	p.4 L.1-14	第1 管理計画の策定に当たって 5（2）生息環境 ア 土地利用について （次のとおり全面修正） クマの主要な繁殖地である核心部、季節に応じて必要な餌場である辺縁部、スギ林のように繁殖地でも餌場でもないが、日常生活の移動に必要な回廊等、森林によってクマの生活の全体像の中での役割は異なる。 クマの出没や人の生活圏における人身事故の増加が顕著となったのは 2010 年代以降であるが、気候変動、温暖化、異常気象等により、クマの生息地が荒廃し、分断・減少して環境収容力が低下していることが、人とクマとの軋轢が増加している主因である。 クマの個体群を安定して維持していくためには、それら核心部、辺縁部、回廊を、連続性に配慮して鳥獣保護区に設定する等、相互依存的に保全する必要がある。 令和 6 年 9 月に環境省から示された「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」（以下、「ガイドライン補足資料」という。）に定める、個体数管理に関して「個体群を安定的に維持しつつ、人との軋轢軽減を図ることができる個体数(目標個体数)に管理する」とともに、長期的視点に立った土地の利用計画を策定する必要がある。 クマの個体群を安定的に維持するために必要な森林面積や樹種等については、多様な主体と	御意見は参考としますが、素案の記述で現在の土地利用の状況、課題は表現できているものと考えます。

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
		<p>の連携を図りながら検討する必要がある。</p> <p>クマの生態については不明な点も多く、保全すべき森林面積や樹種の目標を立てることは難しい面はあるが、これ以上の森林の分断や質の低下に歯止めをかけなければならない。</p>	
12	p.4 L.1-	<p>第1 管理計画の策定に当たって</p> <p>5(2) 生息環境</p> <p>ア 土地利用について</p> <p>土地利用については、森林面積で森の豊かさを測るのではなく、クマの適した生息環境か否かを調査すべき。</p> <p>また、山裾のクワ、クルミ、クリをクマが利用することを問題視するが、山の実りの凶作年に、山裾に食べられるものがあることは、クマを集落へ入りこませないという役割を果たすこともあるので、安易に伐ると、集落や市街地への侵入をよりいっそう招く可能性がある。集落に入れないという視点で、伐採すべき木の慎重な選定が必要である。</p>	<p>生息環境のうち、土地の利用状況を記載する部分であることから、土地の利用の現状について記述しています。</p> <p>また、人の生活圏に近接した山裾に食べ物があると、それが誘因となってクマが出没している状況であることから、収穫しない放任果樹等は除去していく必要があります。</p>
13	p.4 L.5	<p>第1 管理計画の策定に当たって</p> <p>5(2) 生息環境</p> <p>ア 土地利用について</p> <p>森林面積に変化はないとのことですが、質の変化を載せてください。</p>	<p>広葉樹林も含めた森林面積は大きな変動はなく、スギ人工林については齢級構成が高くなって壮齢林化が進んでいる状況ですが、森林の実りについては、堅果同様、年によって豊凶があり、種類も多種多様であるため、その質を評価する調査を行うのは困難です。</p>
14	p.4 L.8	<p>第1 管理計画の策定に当たって</p> <p>5(2) 生息環境</p> <p>ア 土地利用について</p> <p>クマにとって利用可能で好適な環境は年々拡大しているというのは誤り。</p>	<p>耕作放棄された農地が広がっている状況があり、そうした場所が野生鳥獣の生息域になっていると考えられます。</p>
15	p.4 L.10	<p>第1 管理計画の策定に当たって</p> <p>5(2) 生息環境</p> <p>ア 土地利用について</p> <p>人の生活圏に保護区が隣接しているということは、そこはクマの生活圏でもあるということなので、保護区を廃止するべきではない。啓発や実践的な援助に力を入れる方が事故防止になる。</p>	<p>人との距離を取ることが必要であることから、今後、鳥獣保護区の配置等については見直しを行っていきます。</p> <p>また、事故防止に向けた啓発は引き続き取り組んでいきます。</p>
16	p.4 L.16-	<p>第1 管理計画の策定に当たって</p> <p>5(2) 生息環境</p> <p>イ 自然環境について</p> <p>奥山の本来のクマの生息地について、クマがエサ資源を十分確保できるかという観点で継続的調査が必要不可欠である</p>	<p>目視調査で奥山でも生息が確認できており、この調査を引き続き実施しながらクマの個体群動向を把握していきます。</p>
17	p.4 L.17	<p>第1 管理計画の策定に当たって</p> <p>5(2) 生息環境</p> <p>イ 自然環境について</p> <p>森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくのであれば、野生動物を保護する必要がある。</p>	<p>本計画では個体群の保全も目指しています。</p>
18	p.4	<p>第1 管理計画の策定に当たって</p>	<p>全国的に定められた方法で調査しているものであり、本計画で詳細を記載することはしません。</p>

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
	L.28	5 (3) 被害状況 農作物被害の被害額の出し方を載せてほしい。	
19	p.7 L.12-	第1 管理計画の策定に当たって 6 (5) 第5次計画：令和4～6年度 令和5年度の堅果類大凶作の要因について、夏場の異常な高気温により、堅果類の花粉を媒介する昆虫類が激減し、子実が実らず大凶作になった可能性を指摘する専門家もいるので、その旨明記すべき。	ブナ、ミズナラ、コナラは風媒花であり昆虫の減少が凶作に結びつく可能性は低いと考えられます。 令和5年度の堅果類の大凶作については気象条件も含めた様々な要因があると考えられ、特定の説を明記することはできません。
20	p.8 L.12-27	第1 管理計画の策定に当たって 7 管理の目標および評価指標 (1) 地域個体群の安定的な維持 (次のとおり全面修正) 県において、中山間地域と生息地の荒廃によりクマの行動は広がりつつあり、それに伴い人とのあつれきが増加していることが推測される。 地域体群の安定的な維持を図るために、森林環境を改善し、森林の環境収容力を回復させる必要がある。 そのためには、クマの主要な繁殖地である核心部だけを保全するのではなく、季節に応じて必要となる餌場である辺縁部や、日常生活の移動に必要な回廊等、多様な森林を連続性に配慮して鳥獣保護区に設定する等、相互依存的に保全する必要がある。 よって、本計画では、クマの生息に適した環境の改善及び維持を最重要に位置付けるとともに、当面の目標として「ガイドライン補足資料」に従い、地域個体群の安定的な維持とあつれき軽減の両方を図ることができる「目標個体数」を設定することとする。 目標個体数の設定に関しては、気候変動や異常気象等の環境の変化に対応して生き残るために、遺伝的変異を保つことができ、かつ、年齢別の生存率や繁殖率の差異等、クマの生態を踏まえた目標個体数頭数を設定する。 ただし、現時点で目標個体数の設定方法は未確立であり、目標個体数が定まるまでは、令和6年度当初のシミュレーション結果である2,900頭程度の維持を目安に管理を進める。個体群管理の評価指数にはクマの推定生息数及び生息指標・分布メッシュ数を用いることとする。	御意見は参考とさせていただきます。 なお、本県の森林における環境収容力の劣化や生息地の荒廃が進んでいるとはいえ、中山間地等における人の活動低下に伴う分布拡大が大きいと考えています。 本計画では、あつれきの軽減と地域個体群の維持を目指すこととしていますが、一定程度、クマの生息が確認できている中では御意見のように生息地に適した環境の保全を最重要と位置づけることは困難です。 なお、針広混交林化や鳥獣保護区の指定については、引き続き取組を進めていきます。
21	p.8 L.12	第1 管理計画の策定に当たって 7 管理の目標および評価指標 (1) 地域個体群の安定的な維持 「生息数が増加していることが推測される」という項目は削除。あるいは増加しているという具体的な科学的根拠を示すこと。	分布域が拡大していることを踏まえての「推測」であり、県内の状況を踏まえた妥当な表現であると考えます。
22	p.8 L.14	第1 管理計画の策定に当たって 7 管理の目標および評価指標 (1) 地域個体群の安定的な維持 「目標個体数を設定すること」に反対。自然界が元々保ってきたバランスを人為的な管理によ	気候変動などもあり、野生鳥獣と人とのバランスが崩れているのは御指摘のとおりですが、一番大きいのは人の暮らし方の変化であると考えられます。人の暮らし方も変わってきていることから、人身被害が増加する前の頭数を目標頭数とすることについては妥当であると考えています。 なお、全国的にシカ、イノシシの捕獲や被害防除対策が行われており、シカについては推定生息数の減少はみら

(別紙) 第6次ツキノワグマ

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
		って崩してしまっただけがこれまでのクマ問題の原因の一因ではないか。農作物被害や異常な大量出没に歯止めの効かないイノシシやシカでも同様に個体数管理が破綻している現状の中、改めてこれまで実施してきた野生動物の個体数管理そのものを見直す必要がある。	れませんが、捕獲により爆発的な増加は抑えられています。イノシシについては推定生息数、被害いずれも減少しており、これは捕獲と防除の効果とされています。
23	p.9 L.24-	第1 管理計画の策定に当たって 8 施策の方針 ゾーニングは間違いではないが、場所の設定や緩衝地帯の扱いを間違えると捕獲過剰になり、奥山が不作の時に一気にクマが町へ出ることに繋がる。 緩衝地帯で捕獲圧をかけるのではなく、クマへの学習効果を考えた施策を設定すべき。捕獲をするべきではない。	ゾーニングに関しては、市町村と調整しながら丁寧に設定し、運用していきます。 また、捕獲圧をかけるということは、捕獲による個体数の減少効果以外にも、人が入り込んだり、巻き狩りによるプレッシャーを与えることでクマをその地域から追い払う効果もあると考えています。
24	p.9 L.24	第1 管理計画の策定に当たって 8 施策の方針 過疎、高齢化が進む地域では、広大な面積を管理することはできないので、どこへ動物を入れられないかということを地域の人と一緒に検討し、地域が対応できる範囲で防除を強化するゾーンをつくらないと、対策が不十分になり、かえって人身事故を招きやすい結果となる。	そのために「管理強化ゾーン」を設定して対策を進めていくこととしています。
25	p.9 L.24	第1 管理計画の策定に当たって 8 施策の方針 ゾーニングは地図上だけの線であり分かりづらい。誘引して殺処分することにつながるのを採用しないでもらいたい。やるなら境界線に柵を設置して明確に分かるようにすべき。	境界全てに柵を設置することは物理的に不可能ですが、対策を行う人間側がわかりやすいように設定し、運用を進めていきます。
26	p.9 L.24	第1 管理計画の策定に当たって 8 施策の方針 保護地域でクマのエサ類が凶作となった場合、緩衝地帯に行動が広がるが、緩衝地帯での誘引物撤去が進んでしまうと、農地に向かう可能性がある。緩衝帯にはある程度誘引物が必要。	緩衝地帯は農地ではなく、林縁や低標高の林分がその大半となります。現在、人里に寄せ付けないよう集落内の誘引物の撤去はしていますが、林内のエサ資源となる樹木の伐採等は行っていません。
27	p.10 L.4	第1 管理計画の策定に当たって 8 施策の方針 穴熊猟及び子連れ熊の捕獲を認めることは、同じ生き物としてあまりに卑劣なため、どの地域や期間においても穴熊猟及び子連れグマの捕獲は禁止すべき。	本県では、クマの分布拡大があつれきの増大につながっており、あつれきの増大が共存を困難にしていることから、人の生活圏周辺での生息密度を下げていく必要があり、その一つの手法として可能とすることとしています。
28	p.10 L.10	第1 管理計画の策定に当たって 8 施策の方針 男鹿市及び大潟村について、分布が拡大するのは自然現象であり、侵入した個体を全て殺すのは非論理的で自然に反する。	本県では、クマの分布拡大があつれきの増大につながっており、あつれきの増大が共存を困難にしていることに鑑みれば、新規分布を容認することはできません。 また、大潟村は干拓地であり、クマが安定的に生息できる山林のような環境はなく、大潟村に関してはそこにクマが定着するとすれば集落の食べものに依存すること、ひいては人との接触リスクの増大が予想されるため、なおのこと分布を容認することはできないものと考えます。
29	p.10 L.18	第2 管理の推進 生息地の調査と生息地の森の生産力の豊かさの回復という重要な項目が計画に入っていない。	本県において、広葉樹林も含めた森林面積はほぼ変わっていないこと、山の結実が豊作の年にはクマの出没が減少することなどから、本県におけるクマの生息環境は確保されていると考えており、生息地の調査を行う予定はありません。なお、生息環境の保全も進めていくこととしています。
30	p.10 L.19	第2 管理の推進 捕殺に頼っても問題解決にはならず、他自治体のように人間側の努力で捕殺に頼らない方法	誘引物の除去や電気柵による対策はこれまでも進めてきており、今後も普及に努めていきます。

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
		を実践している地域もあるので、捕殺より誘引物の除去と電気柵による対策を推進すべき。	
31	p.10 L.26	第2 管理の推進 1 (1) 防除・排除地域における食べものの適正管理 レジャーにおいてもゴミを出さないよう意識啓蒙に努めてもらいたい。アメリカではクマが開けられないゴミ箱や侵入を防ぐ電気マットなどが導入されているので、こうした取組に支援すべき。	本県では、ゴミ置き場が荒らされるなど、ゴミ置き場がクマを誘引したという事例はごく一部に限られ、集落におけるクマの誘引物は主に農作物です。そのため、電気柵の設置を推奨しているほか、一時貸出用の電気柵も用意しています。また、購入補助を行っている市町村もあります。
32	p.10 L.29	第2 管理の推進 1 (1) 防除・排除地域における食べものの適正管理 電気柵は有効であるが、漏電などの問題もあり誰もが設置して活用できる状況ではないため、電気柵だけでなく、行政が民間で開発された機器を積極的に評価して、普及させていくべき。緩衝地帯にクマが近づかないよう、検証した機器を設置してはどうか。	現状では電気柵の適切な設置、管理が侵入防止には有効であると考えます。 御指摘のような機器の評価、実証については開発した業者が主体的に行うべきものであり、行政として個別の機器を検証していくことは妥当ではないと考えます。
33	p.11 L.7	第2 管理の推進 1 (2) 出没抑制のための環境整備 人の生活圏へのクマ出没が増加した要因に、奥山でのエサ資源が不足していることも記載すべき。	最大の要因は分布拡大であり、保護地域となる奥山のエサ資源が恒常的に不足しているためであるとは考えておりません。
34	p.11 L.11	第2 管理の推進 1 (2) 出没抑制のための環境整備 緩衝帯の設置については、人の住んでいる地域かどうかを基準に、以下の二通りの方策でクマの市街地への出没が減少するのではないか。 ・ 人の住まなくなった地域については、奥山と里山との藪払いをすること及びその場所に実のなる木を植樹すること。 ・ 人の住んでいる地域については、奥山と里山の間を藪払いした上で、そこにクマが乗り越えられない高さのフェンスを設置し、フェンスの奥山側に実のなる木を設置すること	人の住まなくなった地域では人とのあつれきが発生しないため、積極的に手をかけて行く必要性は低いですが、分布を押し返すという意味での人間活動は必要であると考えています。 また、人の生活圏周辺での藪の刈払は出没抑制としては有効ですが、県内全域に柵を設置することは困難です。いずれにしても、人の生活圏においてはクマを誘引しない取組や、出没を抑制する藪の刈払などの環境整備を進めていく必要があります。
35	p.11 L.20-	第2 管理の推進 2 個体数管理 分布管理 2023年度のように大量出没年に捕獲を抑える方法を本来であれば検討しておく必要がある。 わなによる有害捕獲は凶作年の捕獲数を押し上げるので、放獣体制が十分でないときすべきでない。春グマ駆除は人身事故防止にはならない。 何も害をもたらしていない個体については捕殺しない。また、錯誤捕獲の原因となるくくり罠設置はやめるべき。	御指摘のとおり、大量出没年対策は必要であり、今後検討を重ねていきます。 有害鳥獣捕獲については、農作物被害を発生させている(させる恐れがある)個体等を排除するために行うものであり、また、県内の生息状況は安定していることから、現状では放獣は行わないこととしています。 なお、くくりわなについては、シカ、イノシシが増えている一方で、箱わなで捕獲できるほど生息密度が高くない中で一定の捕獲圧をかけていくためには必要であると考えています。
36	p.12 L.2-4	第2 管理の推進 2 個体群管理及び分布管理 (次のとおり全面修正) 「そのため、県及び市町村は管理強化ゾーンを中心に捕獲を強化すること及びクマの生息・繁殖地である核心部、季節に応じて必要な餌場等の辺縁部、日常の移動に必要な回廊部分の再生・保全によって、出没の抑制や分布の縮小を図り、人とクマとの間に適切な距離を保つこと	御指摘の箇所については、人とのクマの距離を保つための記述であり、生息地を保全する内容を記載する項ではないと考えます。

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
		を目指す。」	
37	p.12 L.12-15	第2 管理の推進 2(1) 捕獲の考え方 ア 狩猟および伝統狩猟、個体数調整捕獲について、春季の管理捕獲を削除し、本文を次のとおり修文すべき。 「近年、人の生活圏に出没を繰り返す個体や人を見ても逃げたり隠れたりしない個体が観察されるなど、クマの行動の変化が懸念されている。 クマが人の生活圏に出没する理由は個体ごと、年齢ごと、季節ごとに差異があり、個体観察を行い、問題を起こした個体を特定して捕獲する等、個体の特性に応じて対応する必要がある。」	御意見として参考にさせていただきますが、人の生活圏にクマがいること自体が問題であり、あつれきとなっているので、出没したクマを個別に観察して捕獲の要否を判断すべきものであるとはいえません。 しかし、御指摘のとおり、人の生活圏に出没する理由はクマの属性等によって異なる可能性があるため、捕獲個体のデータの蓄積と分析を進めて参ります。
38	p.12 L.9	第2 管理の推進 2(1) 捕獲の考え方 海外や日本の他の地域でもクマの殺処分を行っている所は少なくなっている。今後は秋田県でも駆除を行わない対策をきちんと行ってもらいたい。	環境省が公表しているクマ類の捕獲に関する速報値(令和6年11月現在)によりますと、令和6年度において、クマ類の捕獲が1件でもあった都道府県において、捕殺が0件の都道府県はありません。また、合計で4,971頭のクマ類が捕獲されておりますが、そのうち非捕殺頭数は196頭と約4%です。 電気柵の普及や緩衝地帯の整備など、クマの殺処分を行わない被害防除のための取組も進めて参ります。
39	p.12 L.14	第2 管理の推進 2(1) 捕獲の考え方 人に追われた経験をさせると言っても殺してしまうのでは意味がない。また、仮に山でそういう経験をして生き延びた熊だとしても、里に出てこないということにはならない。	捕獲活動したから必ず捕獲できるものではなく、クマが人に追われるということがクマに対してプレッシャーになることから、そうした圧力をかけていくことは重要であると考えます。
40	p.12 L.30-	第2 管理の推進 2(1) 捕獲の考え方 「獲りすぎない」価値観が伝統的で良質な狩猟活動であるなら、「獲りすぎる」可能性を含んだ集団捕獲は実施すべきではない。	「獲りすぎない」価値観を含め、伝統的で良質な狩猟活動は、マタギに象徴される伝統的狩猟によって育まれてきました。伝統的狩猟には巻き狩りのような集団捕獲も含まれますが、集団捕獲だから獲りすぎるということにはつながらず、技術とともに文化を継承していくためにも、実施していく必要があると考えます。
41	p.12 L.33-35	第2 管理の推進 2(1) 捕獲の考え方 次のとおり修文すべき 「男鹿市及び大潟村においては、出没状況や侵入経路を調査し、被害防除対策の徹底を図るとともに必要に応じて捕獲を行う。 青森県の個体群から侵入する可能性も考えられ、連携して整合性の取れた広域的な管理を行う。」	これまで分布していなかった地域への新たな分布拡大は容認できないため、市町村と連携して捕獲を優先していく考えとしています。なお、侵入経路等の把握は検討していきます。
42	p.13 L.25-32	第2 管理の推進 2(1) 捕獲の考え方 イ 春季の管理捕獲は、マタギの伝統的狩猟である春グマ猟の活用を名目として、個体数調整捕獲の拡充及び法定を超えた狩猟期間の延長を正当化しているだけなので削除すべき。 子連れグマの捕獲は、繁殖や育児を担う母グマをやたらと捕殺すると繁殖率に多大な影響を及ぼし、個体群の存続に多大な影響を及ぼします。	春季の管理捕獲は伝統狩猟とは別で、人とのあつれきを低減していくことや、クマを捕獲する技術継承のため、現在は全県域で市町村が主体で行っているものです。 春季捕獲において、管理強化ゾーンに限り穴グマ猟を可能とするのは、人の生活圏と近接して生息密度を下げる必要があるためです。
43	p.13 L.25	第2 管理の推進 2(1) 捕獲の考え方	乱獲により絶滅が危惧されるようなことがないよう、同時にモニタリングを行い、計画期間中でも方針の見直しが必要な場合は見直すこととしています。人とのあつれき低減のために必要と考えています。

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
		イ 春季の管理捕獲 春グマ猟（個体数調整捕獲）における穴猟および子連れクマ捕殺解禁は乱獲及び内外へのイメージ低下を促進するので削除すべき。	
44	p.13 L.34-	第2 管理の推進 2（1）捕獲の考え方 ウ 個体数調整捕獲(第2種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整) 平成14年環境省告示第86号に基づき、捕獲許可は原則、被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものと規定されていることから削除すべき。	捕獲区分を見直し、個体数調整捕獲の項は削除します。
45	p.14 L.12	第2 管理の推進 2（1）捕獲の考え方 オ 錯誤捕獲 くくり罠が多くなっているようだが、放獣体制が整っていないので、特にくくり罠は認めるべきではない。 錯誤捕獲防止の具体的な指導内容等を記載すべき。 錯誤捕獲は法令遵守からいかなる場合も放獣しなければならない。もしくは防除排除地域や管理強化ゾーンにわなの設置を禁止すべき。	くくりわなについては、シカ、イノシシが増えている一方で、箱わなで捕獲できるほど生息密度が高くない中で一定の捕獲圧をかけていくためには必要であると考えています。 なお、本計画は方向性を記載するものであり、個別具体的な指導内容を記載するものではありません。
46	p.14 L.16-	第2 管理の推進 2（1）捕獲の考え方 オ 錯誤捕獲 鳥獣保護管理法第10条に基づき、県知事は、第9条第1項の規定に違反して許可を受けずに鳥獣の捕獲等をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他必要な措置を命ずることができる、と規定されていることから、「ただし、防除・排除地域や管理強化ゾーンにおいて捕獲された場合はこの限りではない」は削除すべき。	防除・排除地域や管理強化ゾーンでは、クマの分布を容認しない計画としています。人への被害等が懸念されることから、有害鳥獣捕獲許可に基づく排除が必要であると考えます。
47	p.14 L.21	第2 管理の推進 3 普及啓発 人身事故にあわないようにするために気をつけることや、捕殺以外にも共存できる方法があることを伝えるべき。	御指摘の普及啓発は秋田県庁出前講座等を通じて既に行っており、計画にも記載しているとおり今後も継続していきます。
48	p.15	第2 管理の推進 3（3）市街地出没への備え 素案に記載の連携や地域の実情に沿った被害防除と環境整備のために各市町村に長年同じ地域に寄り添える鳥獣対策専門職員を配置することが不可欠であると考え。そのような専門員の配置を求める。	本計画で定めることができるものではありませんが、御要望として参考とさせていただきます。
49	p.16 L.28	第2 管理の推進 5（1）生息環境管理 今年は堅果類の作が比較的良好だったため、出没が昨年に比べ大幅に減少したため、短期的な捕獲対策ではなく、長期的な生息地の改善やクマの自然行動を尊重した管理に重点を置くべ	御意見のとおり、生息環境の保全も重要であることから、そうした対策も併せて進めていきます。

(別紙) 第6次ツキノワグマ

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
		き。	
50	p.16 L.27	第2 管理の推進 5(1) 生息環境管理 生息環境管理が野生動物との共存のために最も重要であり、継続的な調査や環境の再生が必要。大規模風力発電設置等、奥山の開発は極力避けるべきであることを明記すべき。	棲み分け実現のため、人の生活圏周辺の捕獲圧を上げることと併せてコア生息地域の環境を担保することは重要であることから、次のとおり追記します。 「加えて、クマをはじめとした野生鳥獣の生息地として重要と考えられる奥山の環境を保全するため、事業者が開発場所を選定する際に参照する基準の設定について、関係機関と調整し、検討していくこととする。」
51	p.16 L.27	第2 管理の推進 5(1) 生息環境管理 山の餌が不足するのは、スギの植林による影響だと考える。長期的な対策として人工林としてスギを植林した地域の林業に力を入れる必要がある。	山の餌が不足するのは、年による豊凶の影響によるものであり、スギ造林による影響だけではありません。
52	p.16 L.27	第2 管理の推進 5(1) 生息環境管理 2023年の対象出沒の下人はクマの食糧が大飢饉に陥っていたからであり、山裾のクリは伐らずにクマ止めとして、地球温暖化も見越してむしろ植えるべき。クマとの共存を考えるべき。	人の生活圏周辺では、誘引となることから除去が必要であると考えていますが、生息環境の保全についても併せて進めていくこととしています。
53	p.16 L.27	第2 管理の推進 5(1) 生息環境管理 クマの餌供給の実態が最大重要課題で、餌がどうなっているかを調べるべき。また、ねぐらに関しては、メガソーラーや巨大風車などの再エネ事業が広大な森林を伐採しようとしている問題に対する記述も入れるべき。	餌資源の調査はしていないため、記述することはできません。 なお、クマとの棲み分け実現のため、人の生活圏周辺の捕獲圧を上げることと併せてコア生息地域の環境を担保することは重要であることから、次のとおり追記します。 「加えて、クマをはじめとした野生鳥獣の生息地として重要と考えられる奥山の環境を保全するため、事業者が開発場所を選定する際に参照する基準の設定について、関係機関と調整し、検討していくこととする。」
54	p.17 L.31-	第2 管理の推進 5(3) 県民に対する注意喚起 県境をまたいで入山する山菜採りが人身事故を招く事例が多く、県外在住者への周知 と入山規制をする必要がある	入山者に限らず、来県者全般に広く情報発信をすることは重要であることから次のとおり追記します。 「併せて、県外から山菜採りや観光等で本県を訪れる人にも正しい対策知識に基づく行動が求められることから、隣接県等とも連携し、県内外に向けて広く情報発信を行う。」
55	p.18 L.18	第2 管理の推進 5(4) 体制整備 自治体に、捕殺に頼らない被害防除やクマを寄せ付けない対策を地域に徹底できる専門員を配置すべき。	専門職員については、本計画で定めることができないものであるので要望として参考とさせていただきます。
56	p.18 L.18	第2 管理の推進 5(5) クマを人の生活圏に寄せ付けない取り組み クマに人の生活圏に入り込まないことを学習してもらおうという観点で、追い払いや放獣を活用すべき。棲み分けのためにも問題のないクマは放獣すべき。	人の生活圏へ出沒したクマについては、奥山に放獣しても元の捕獲場所(人の生活圏付近)へ回帰してしまう例が報告されており、県民の安全安心のためには、人の生活圏へ回帰する可能性がある以上は放獣は困難であると考えています。
57	p.18 L.18	第2 管理の推進 5(5) クマを人の生活圏に寄せ付けない取り組み 人身事故を防ぐためには、クマとの突発的な接触を増やすことであり、捕殺より、藪を減らす草刈りや、被害防除、クマを寄せ付けない集落環境づくりがはるかに有効である。捕殺より、	被害防除などクマを寄せ付けない対策も行っており、引き続き取り組んでいきます。

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
		こちらに予算を重点的に割くべき。	
58	p.18 L.18	第2 管理の推進 5(5) クマを人の生活圏に寄せ付けない取り組み 集落周辺のカキヤクリ等を全て伐採すると、山の実りの凶作年にクマを集落や民家に侵入させることになるので、伐採する木の選別を慎重に行うべきである。	収穫しないカキヤクリを残すことは、集落周辺に誘引することになるため、収穫しない放任果樹は除去することが望ましいと考えています。
59	p.19 L.27 か	第2 管理の推進 5(5) クマを人の生活圏に寄せ付けない取り組み 日本ツキノワグマ研究所と連携することで、爆竹などの威嚇により、人里にクマが下りてこないことの研究・対策など、人材不足を補い、地域ぐるみの対応もできたのではないかと。人身事故を減らすことについて、連携していくことも考えられないか。	地域ぐるみでの対策が重要であることから、今後も推進していく必要があると考えています。
60	p.20 L.1	第2 管理の推進 5(5) ウ 犬の活用 ベアドッグはハードルが高いが、普通の飼い犬でもモンキードッグに育成したり、夜間は放し飼いを可能とすれば良い。	ベアドッグ、モンキードッグいずれも育成やハンドラーが必要であり、ハードルとしては変わりません。放し飼いについては訓練された犬以外にはできないこととなっていますので、犬の活用については引き続き検討を進めていきます。
61	p.20 L.8	第2 管理の推進 5(5) エ 放獣 クマを放獣した結果、帰ってきたのがいてもいいので、とにかく放獣すべき。やりもしないで他がどうのとか言うのは良くない。秋田ではどうなったかデータをとるべき。	人の生活圏へ出没したクマについては、奥山に放獣しても元の捕獲場所(人の生活圏付近)へ回帰してしまう例が報告されており、県民の安全安心のためには、人の生活圏へ回帰する可能性がある以上は放獣は困難であると考えています。
62	p.20 L.8-	第2 管理の推進 5(5) エ 放獣 次のとおり修文すべき 「クマを奥山に放獣しても元の捕獲場所(人の生活圏付近)へ回帰してしまう例が報告されていること、放獣先の地権者や付近の住民の理解を得ることが社会的に困難であること、現在、本県の生息状況は安定していると考えられること等の状況を踏まえ、クマの個体数は地域ごと、年ごとに差があり、ある年を境に急減することもあり得ることに配慮する必要がある。」 個体数の減少に伴い遺伝的変異も減少し、その後個体数が回復に転じて、その影響は大きく、環境の変化への適応力は低下したままであることが懸念される。 個体群として健全に世代を繰り返していくために、0~2歳の生存率の低い子グマや子連れグマ等、捕獲した個体によっては即殺処分とするのではなく、「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン」に基づき、人の怖さを学習させ奥山に放獣するなど、学習放獣を住民の理解を得た上で検討していく。 検討するにあたり、クマの行動圏の大きさや行動圏の利用状況を把握し、人里に現れる原因や個体群を維持するために確保すべき条件を調査し、立地や植生等、放獣に適した候補地を選定する。」	御意見は参考にしますが、人の生活圏へ出没したクマについては、奥山に放獣しても元の捕獲場所(人の生活圏付近)へ回帰してしまう例が報告されており、県民の安全安心のためには、人の生活圏へ回帰する可能性がある以上は放獣は困難であると考えているため記述は素案のままとします。 なお、個体数の状況や年齢構成、繁殖状況についてはモニタリングを行い、個体群の状況から放獣の必要性があると判断された場合は計画の変更を含め検討します。

(別紙) 第6次ツキノワグマ

No	意見箇所	意見	県の考え方・対応
63	p.22 L.12-	第2 管理の推進 5 (6) 地域住民 秋田県内では過疎化や耕作放棄だけでなく、小学校の統廃合が加速度的に実施され、人里にクマが下りてきているという指摘もある。 人が少なくなったので、小学校を闇雲に廃校にした影響について、精査する必要がある。	クマの人里への出没増加の要因の一つとして、人口減少及び少子高齢化によって、里山の利活用が減少したことが考えられます。学校の統廃合も人口減少と少子高齢化の影響によるところが大きいため、学校の統廃合の進行と、クマの市街地出没の増加が類似した動きをする可能性はありますが、直接的な相関関係はないと考えられます。
64	その他	大量出没原因について、里の過疎化・高齢化、分布域拡大、個体数増加の3つをあげているが、3つとも間違い。過疎化・高齢化はずいぶん前からですし、クマの分布や増加はある年、急には起こりえないため、主原因にはならない。	単年度だけではなく、長期的な状況として、本県では過疎、高齢化が進んでおり、それに伴って分布域が拡大していると認識しています。
65	その他	有害鳥獣捕獲個体の従事者によるクマ部位役得および利活用容認は撤廃すべき。	有害鳥獣捕獲も含めた捕獲個体については、秋田県野生鳥獣共生管理ビジョンにおいて、「本県がこれまで継承してきた「マタギ文化」に基づく「むやみに命を頂かない、頂いた命は粗末にしない」といった、伝統文化や生活様式を学ぶと共に、頂いた命の有効活用についても検討していくこと」としており、有効活用していくことは命を無駄にしないためにも必要なことであると考えます。

No	意見箇所	意見（公表用の要約案）	県の考え方・対応
1	全体	気候変動や再生可能エネルギーのための開発などで、山が動物にとって棲みづらくなっている現状で、事故数目撃数を元にした推定生息数は信憑性に欠けるので信憑性のある調査をすべき。	本県ではシカについて、御指摘のような生息数推定は行っていません。
2	全体	シカは林床のササを食すことで、種子の芽吹きを助け、森林生態系にとって重要な存在である。	シカはササの採食により林床への光環境を改善させ、一時的に様々な植物の実生を促しますが、その実生苗も採食し、シカが高密度化すると結果的に森林更新の大きな阻害要因となります。
3	全体	作物の被害と言いつつ、個人の利益やスポーツ感覚で狩猟を行う人たちのマナーや行動がひどすぎるので、狩猟を行う人間の教育もすべき。	農作物被害防止のために行う有害鳥獣捕獲と趣味で行う狩猟は目的も実施時期も異なっていますので同一のものではありません。 なお、狩猟におけるマナーの徹底については、本県では毎年、狩猟団体にマナー向上の指導、普及を図っています。
4	p. 1 L. 6	第1 計画策定の目的及び背景 1 目的 「林業、生活環境、森林生態系への被害や影響を最小限に」は「林業、生活環境、 <u>交通機関</u> 、森林生態系への被害や影響を最小限に」とすべき	交通機関は生活環境に包含されるため、抜き出での記載は行いません。
5	p. 16 L. 16	第8 数の調整に関する事項 1 個体群管理の施策の考え方 絶滅したシカの生息が認められるようになったのだから捕獲強化すべきではない	シカは全国的に個体数が増加し分布を広げています。現在、本県で確認されているシカも岩手県五葉山由来であることが明らかとなっています。また、農林業への被害が出るまで個体数が増加すると、被害を抑制するまで多大な経費・労力を必要とするため、低密度の状況から個体数抑制の対策をとることが重要とされています。これらのことから、他県から侵入してきたシカに対し、侵入初期の現時点から捕獲圧をかけ個体数の抑制を行う必要があります。
6	p. 18 L. 21	第9 生息環境管理に関する事項 クマなど野生動物の市街での出没の根本的な原因は、個体数の増加ではなく温暖化や、メガソーラーやダム建設等による森林破壊であり、駆除は応急的な対応にすぎませんので、根本的な解決が必要です。 野生のほ乳類は森林の生態系維持のために重要な役割も担っているので、気候変動に伴う土砂災害の増加や地下水（農業用水や生活用水）の枯渇を防ぐ観点からも森林と野生動物の保護を優先すべき。 野生動物の出没を防ぐ根本的な対策としては、森林伐採の規制、緩衝地帯（里山）や住宅地の環境整備、奥山でのブナの植林などを行うべき。	本県における野生動物の出没は分布域の拡大が最大の要因であり、メガソーラーやダム開発によるものとは考えていません。 野生動物が生態系の構成要素として重要なことは当然ですが、人とのあつれきが大いことも事実であるため、保護を優先することはできません。また、高密度化した野生の哺乳類（ニホンジカなど）による森林の過剰利用によって、植生の衰退や土壌流出を招いているといった問題が全国的に生じていることから、野生動物を保護するだけでなく管理も併せて進めていく必要があります。 なお、奥山も含めた生息環境の保全などについては現在も取り組んでおり、今後も取組を進めていきます。
7	p. 19 L. 9	第10 被害防除対策に関する事項 1 被害防除対策の施策の考え方 農作物被害について、増えたから殺すのでは、殺し続けることになり何の解決にもならない。人と共生でき、将来にわたって農作物の被害を防げるような方法について予算をつけるべき。	捕獲と被害防除は両輪で取り組まない限り、農作物被害を防ぐことは困難であると考えます。 また、本県では長らくシカ・イノシシは分布していない環境であったことから、共生を目指すことはしていません。
8	p. 19 L. 11	第10 被害防除対策に関する事項 1 被害防除対策の施策の考え方 シカによる農業被害の防止については <u>物理的な侵入防止柵または電気柵、音や光を使った被害防除機器の設置が効果的であるが</u> 、個々の農家による取組に加えて、地域ぐるみや組織的 <u>且つ並行して行う対策が相乗効果を発揮する</u> 。適切な防除対策を実施し、農地への侵入防止（被	音や光を使った被害防除機器の持続的な有効性は確認できていません。

No	意見箇所	意見（公表用の要約案）	県の考え方・対応
		害防除機器）、農地周辺での餌資源を低減することは加害個体の効果的な捕獲にも有効であるため、（以下略）」とすべき	
9	p. 21 L. 4	第12 その他管理のために必要な事項 2（1）県の役割 県の役割に「被害防除機器情報の入手と機器の効果検証」を入れるべき	機器の効果検証はその機器を開発した業者が責任を持って行うべきものと考えており、県として各種被害防除機器の効果を実証する予定はありません。 ただし、情報収集は必要と考えるため、御意見を踏まえて、次のとおり一部加筆します。 P21L3「そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が行う取組の <u>情報収集</u> や調整を行うと共に（以下略）」
10	p. 22 L. 19	第12 その他管理のために必要な事項 4 錯誤捕獲対応の実施体制等 錯誤捕獲について放獣体制について具体的な内容を載せるべき。また錯誤捕獲の状況を記録すべき。	錯誤捕獲した獣種やその状況により対応方法が異なるため、現表記としています。 また、錯誤捕獲の状況については調査を行っていきます。
11 s	p. 22 L. 24	第12 その他管理のために必要な事項 4 錯誤捕獲対応の実施体制等 くくりわな捕獲の放置個体をクマが食し問題となっている。	本県ではまだ御指摘の事案は発生していませんが、（1）錯誤捕獲の予防で、毎日の見回りとクマの痕跡の確認、設置周囲にクマ痕跡が認められた場合のわな移動・撤去、原則として誘引餌への米ぬか禁止、などを指導しながら錯誤捕獲防止を図っていきます。

No	意見箇所	意見（公表用の要約案）	県の考え方・対応
1	全体	気候変動や再生可能エネルギーのための開発などで、山が動物にとって棲みづらくなっている現状で、事故数目撃数を元にした推定生息数は信憑性に欠けるので信憑性のある調査をすべき。	本県ではイノシシについて、御指摘のような生息数推定は行っていません。
2	全体	作物の被害と言いつつ、個人の利益やスポーツ感覚で狩猟を行う人たちのマナーや行動がひどすぎるので、狩猟を行う人間の教育もすべき。	農作物被害防止のために行う有害鳥獣捕獲と趣味で行う狩猟は目的も実施時期も異なっていますので同一のものではありません。 なお、狩猟におけるマナーの徹底については、本県では毎年、狩猟団体にマナー向上の指導、普及を図っています。
3	p.1 L.6	第1 計画策定の目的及び背景 1 目的 「林業、生活環境、森林生態系への被害や影響を最小限に」は「林業、生活環境、 <u>交通機関</u> 、森林生態系への被害や影響を最小限に」とすべき	交通機関は生活環境に包含されるため、抜き出しての記載は行いません。
4	p.11 L.40	大8 数の調整に関する事項 イノシシ被害対策としてフェンスや電気柵などに努力と税金を使い、捕獲は狩猟のみとすべき。	本県ではクマ対策としての侵入防止柵の設置が進んでおり、イノシシ対策についても有効であると考えており、引き続き、設置への支援を行っていきます。 なお、被害防除のためには防除と捕獲の両輪で取り組む必要があると考えています。
5	p.13 L.22	第9 生息環境管理に関する事項 クマなど野生動物の市街での出没の根本的な原因は、個体数の増加ではなく温暖化や、メガソーラーやダム建設等による森林破壊であり、駆除は応急的な対応にすぎませんので、根本的な解決が必要です。 野生のほ乳類は森林の生態系維持のために重要な役割も担っているので、気候変動に伴う土砂災害の増加や地下水（農業用水や生活用水）の枯渇を防ぐ観点からも森林と野生動物の保護を優先すべき。 野生動物の出没を防ぐ根本的な対策としては、森林伐採の規制、緩衝地帯（里山）や住宅地の環境整備、奥山でのブナの植林などを行うべき。	本県における野生動物の出没は分布域の拡大が最大の要因であり、メガソーラーやダム開発によるものとは考えていません。 野生動物が生態系の構成要素として重要なことは当然ですが、人とのあつれきが大いことも事実であるため、保護を優先することはできません。また、高密度化した野生の哺乳類（ニホンジカなど）による森林の過剰利用によって、植生の衰退や土壌流出を招いているといった問題が全国的に生じていることから、野生動物を保護するだけではなく管理も併せて進めていく必要があります。 なお、奥山も含めた生息環境の保全などについては現在も取り組んでおり、今後も取組を進めていきます。
6	p.14 L.4	第10 被害防除対策に関する事項 1 被害防除対策の施策の考え方 農作物被害について、増えたから殺すのでは、殺し続けることになり何の解決にもならない。人と共生でき、将来にわたって農作物の被害を防げるような方法について予算をつけるべき。	捕獲と被害防除は両輪で取り組まない限り、農作物被害を防ぐことは困難であると考えます。 また、本県では長らくシカ・イノシシは分布していない環境であったことから、共生を目指すことはしていません。
7	p.14 L.6	第10 被害防除対策に関する事項 1 被害防除対策の施策の考え方 イノシシによる農業被害の防止については物理的な侵入防止柵または電気柵、音や光を使った被害防除機器の設置が効果的であるが、個々の農家による取組に加えて、地域ぐるみや組織的且つ並行して行う対策が相乗効果を発揮する。適切な防除対策を実施し、農地への侵入防止（被害防除機器）、農地周辺での餌資源を低減することは加害個体の効果的な捕獲にも有効であるため、（以下略）」とすべき	音や光を使った被害防除機器の持続的な有効性は確認できていません。
8	p.15 L.20	第12 その他管理のために必要な事項 2（1）県の役割	機器の効果検証はその機器を開発した業者が責任を持って行うべきものと考えており、県として各種被害防除機器の効果を実証する予定はありません。

No	意見箇所	意見（公表用の要約案）	県の考え方・対応
		県の役割に「被害防除機器情報の入手と機器の効果検証」を入れるべき	ただし、情報収集は必要と考えるため、御意見を踏まえて、次のとおり一部加筆します。 P21L3「そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が行う取組の <u>情報収集</u> や調整を行うと共に（以下略）」
9	p. 16 L. 36	第12 その他管理のために必要な事項 4 錯誤捕獲対応の実施体制等 錯誤捕獲の状況の記録をすべき。	錯誤捕獲の状況については調査を行っていきます。